

藤沢市有料公園施設等使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市規則第 8 6 号

藤沢市有料公園施設等使用規則の一部を改正する規則

藤沢市有料公園施設等使用規則（平成 9 年藤沢市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「及び球技場」を「、球技場及び多目的スポーツ広場」に改め、同条第 2 項中「及び球技場」を「、球技場及び多目的スポーツ広場」に改め、同項の表に次のように加える。

|                     |     |   |
|---------------------|-----|---|
| 多目的スポーツ広場（下土棚遊水地公園） | 特定日 | 1 |
|                     | 平日  | 4 |

第 2 0 条第 1 項中「野球場」の次に「並びに下土棚遊水地公園の多目的スポーツ広場」を加え、同条第 3 項中「球技場」の次に「及び下土棚遊水地公園の多目的スポーツ広場」を加える。

別表に次のように加える。

|          |           |                                                     |                              |
|----------|-----------|-----------------------------------------------------|------------------------------|
| 新林公園     | 自動車駐車場    | 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの日                           | 午前 0 時から午後 1 2 時まで           |
| 下土棚遊水地公園 | 多目的スポーツ広場 | 1 月 5 日から 3 月 3 1 日まで及び 1 1 月 1 日から 1 2 月 2 7 日までの日 | 午前 9 時 0 0 分から午後 3 時 0 0 分まで |
|          |           | 4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの日                           | 午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで |

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。